

一即を大正に参考としてあつたといふ
 1-48
 26

対日平和会議招集諸國の経過一覽表		日	時	事	備	要
		一九四七年 七月十一日		米國、対日平和手続 會議の招集を提案（本 東委員会の金構成國に 対する覚書）		
加、印、新西蘭、佛	英連邦諸國（英、澳、 紐、印、新西蘭）、佛			提案要旨 (1) 期日は暫定的に八月十九 日、(2) 場所は、ワシントン又 はサン・フランシスコ、(3) 款 東委員会構成の十一國によつ て組織、(4) 決定は、拒否権披 きの三分の二多数決、(5) 代表 資格は、外相代理又は専門家	英連邦は、期日の延期（英 連邦キャンベラ會議開催後）	

外

七月十二日	ソ連、対米反対提案 （対米覚書）四大 國外相會議を主張	和議、比島、中國等、 米案に原則的に賛成	と、代表資格は外相級とする ことを提案。 中國は、議決方式に關し、 修正拒否権（三分の二多数決 中に四大國の三國の賛成投票 の含まれること）を希望。	覚書要旨 (1) 米國の行動は一方的である (2) 平和條約の準備的な仕事に ついては、ポツダム協定の 外相理事會を無視すべきで ない。 (3) 対日平和條約審議の外相會 議開催の時期は、英、米、
-------	-----------------------------------	-------------------------	---	---

外

<p>八月十三日</p>	<p>米國、対ソ四答（対ソ覚書） 米國提議の模範を説明し、ソ連の会議参加を要望</p>	<p>同答要旨 （1）外相理事会は、ポツダム協定によつて、対日平和問題をも審議できるように構成されているが米國は左記の理由によつて、対日平和問題を外相理事會に付託するのは適當でないと考える。 （2）カイロ宣言、ヤルタ會談の決定、対日ポツダム宣言のいずれも対日平和問題に關し外相理事會</p>	<p>ソ、華四國の協議で決定すべきである。</p>
--------------	---	---	---------------------------

外務省

<p>（イ）極東委員會の構成國は何れも、降伏後の対日政策従つては日本の平和処理問題に第一義的な利害關係を持つてゐるものとして承認されたものである。</p>	<p>（ロ）米國の提案は、單に關係國の対日講和の態度を確めるためになされたに過ぎず、これを一方的行爲と稱すべきでない。</p>	<p>（ハ）極東委員會の構成國は、會議の議事手續は、會議自体が自由に決定する。従つ</p>
---	---	---

外務省

	<p>八月二十九日 ソ連、対米回答（対米覚書）</p>	<p>てソ連もこの会議に参加することを希望する。</p>
	<p>八月十三日付米國の対ソ覚書を反駁し四大國外相會議を依然主張</p>	<p>覚書要旨 (1) 外相理事會設置に關するボツダム協定の解釈上、対日平和處理問題は、当然外相理事會の権限に属する。 (2) 米國は、極東委員會の構成國の、対日平和處理につき第一義的を利害關係を有するといふが右委員會にかいて米、英、華、ソの四國が拒否権を認められているといふ事実こそこれら四國の</p>

外

	<p>八月二十五日 一 九月二日</p>	<p>英連邦キャンペラ會議、米案に同調</p>	<p>特殊の地位を認めためたものである。</p>
<p>九月九日</p>	<p>中國の対日講和態度硬化</p>	<p>参加國（英、法、加、印、新西蘭、ビルマ、南阿）は、極東委員會構成國による予備會議の組織及び三分の二多数決を支持することを決定した</p>	<p>張群行政院長、國民黨四中全会聲明ソ連除外の單獨講和反対、拒否権の保持を主張。</p>
<p>十一月十七日</p>	<p>対日平和予備會議中國提案（対英、米、ソ覚書）</p>	<p>提案要旨 (1) 開催の時期は、四大國の合</p>	<p>重なる早い時期（ソ案）</p>

外

	<p>米、ソの妥協を策す</p>	<p>(1) 極東委員会の全構成国をもつて組織（草案） (2) 決定は、四大国の拒否権（ソ案）を含む單純多數決 （注）中國提案は極東委員会の構成と議決方式の原則に従うものである。</p>
<p>十一月二十七日</p>	<p>ソ連の對中國反對案（ソ連對中國覚書）特別外相會議の招請を主張</p>	<p>提案要旨 (1) 開催の時期は一九四八年一月 (2) 場所は中國が同意すれば中國において (3) 英、米、ソ、華四國の特別外相會議を招集すること。</p>

外務省

<p>十二月五日</p>	<p>中國、ソ連提案を拒絶（中國對ソ覚書）</p>	<p>極東委員会の原則適用を重ねて主張</p>
<p>十二月十二日</p>	<p>英國、中、ソ兩提案に對し反對（對中、ソ兩國覚書）</p>	<p>覚書要旨 (1) 中、ソの拒否権保持に關する主張に反對、米案の三分の二多數決を支持。 (2) 會議の構成を四大国に限定せんとするソ案に反對、米案の極東委員会の全構成国からなる予備會議を支持。</p>
<p>十二月十六日</p>	<p>中國、ソ連に對し、重ねて中國案の受諾を要請</p>	<p>重米中國大使顧維鈞聲明により明にされた。なお同大使は「もしソ連が中國案を受諾し</p>

外務省

<p>一九四八年 一月三日</p>	<p>ソ連、再び四大國特別外相會議を提案 （十二月五日中國覚書に對する回答） 但し四大國以外の國は諮問的地位で参加</p>	<p>をいふならば、結局ソ連の賛成しないうちは、種々の対日平和條約を考慮せざるを得ないだろう」と断つた。</p> <p>提案要旨 （1）一月中に四大國特別外相會議を招集すること、対日平和條約作成の仕事はすべて英、米、蘇、ソの四國外相會議が担當すべきである。 （2）その他の飯塚委員会の構成國は、外相會議の委員会、分科委員会、情報及び諮問機關に参加を許されるべき</p>
-----------------------	---	--

外務省

<p>一月五日</p>	<p>英國ソ連提議を重ねて拒否</p>	<p>である。 （注、この側面は、ソ連の一の譲歩として注目された） 米案の支持を再確認する。</p>
<p>一月十日</p>	<p>マーシャル國務長官ソ連の對中國提案は受諾し難いと聲明</p>	<p>長官談によればソ連案に對する米國の正式回答は未だ發出されていらい。</p>

外務省

10. 対日平和の現段階(調査)

昭和二十三年六月二十五日

對日平和の現段階

條約局條約課

外務省

目次

- 一 對日平和會議問題
- 二 米國の對日政策の變化
- 三 平和條約前の正常關係復活の先例

外務省

対日平和会議問題

対日平和会議開催の問題は一年前に比しいささかの進歩をも示していない。一般に対日平和條約の内容については対独條約よりも連合國間に意見一致を見易いものと予測され、従来対日平和會議開催の困難は、條約内容そのものよりも會議開催の方式について連合國間の合意の成立しないことに在ると考えられていたものである。

客年三月十七日マ元帥の対日平和條約早期締結方の提唱により促進せられ、七月十一日米政府の予備會議開催方の提案により具体化せられた本件會議開催問題は、次の如き意見対立のまま何ら進捗を見ることなく一九四七年を経過した。(客年末稿、対日平和予備會議招請問題の現段階参照)

(1) 米案：極東委員会参加國全部をもつて予備會議を構成し、拒否権なしの三分の二多数決制とする。

外務省

(ロ) ソ連案：四大國外相會議で草案を議定する。

(イ) 中國案：極東委員会参加國で構成するが、四大國の拒否権は維持する。

本年初頭ソ連は、四大國外相會議方式を依然唱導しつつも、他の極東委員会参加國は、右外相會議に諮問的資格で参加を許さるべきであるとの見解を付して特別外相會議の招集を提案した(注)。右提案は、一のソ連の譲歩として注目されたが、四大國拒否権維持の点は、依然變らず、英國まず反対し、米國も正式回答は出さないが、マシーナル國務長官はソ連案の受諾し難い旨言明し(一月九日)、中國又は右提案を拒否するに至り結局対日平和會議問題の具体的進展を促す契機とならずに終つた。

(注) この提案は十二月五日附の王世傑外交部長の申し入れに対する回答として行われたもので(回答の写しは、同

外務省

時に米、英兩國政府に送達された。この回答においてモロトフ外相は、対日平和條約作成のため一月中旬に特別外相會議を招集するよう提案するとともに参加國の役割につき次の通り述べている。

(1) 対日平和條約起草の仕事はすべて米、英、ソ、華四國外相會議が担当すべきである。

(2) その他の極東委員會参加國は外相會議の下部機構たる委員會、分科委員會、情報機關、諮問委員會に参加を許されるに過ぎないが、外相會議は、これら諸國の利益を十分考慮し擁護すべきものとする。

(モスクワ放送一月四日 A F P)

外務省

その後、後述するよう諸般の情勢によつて米國の対日政策の變化が急角度に顯著になり、米國としては、対日平和會議早急開催への從來の努力を一應放棄し、占領政策の範圍内において独自の対日援助政策を実施してゆく方針に轉じたと見られるに至つた。

このような米國の態度の變化に対し、濠洲及び英國は、対日平和の早急実現のため米國に働きかけている旨傳えられたが（注）、それは、米國が独自の立場で政策を推進して対日問題に既成事実を作り上げてゆくことになれば、その他の諸國は、対日処理にほとんど発言権を失う結果になることを恐れているものであると見られる。

（注）英國政府は、ソ連の参加不参加に拘わらず対日戦に参加した連合國全部で近く対日平和會議を開くよう工作してをり、米國政府に対し、英國及英連邦諸國は、対日平

外務省

和会議の早期開催は、太平洋における安定回復のため是非とも必要であると信ずる旨通告したと伝えられ（五月十三日ロンドンA.P.）、濠洲政府も同様の見解を米國政府に通達したといわれる（シドニー放送五月十五日B.P.）。このような働きかけにも拘らず、米國は昨年自らイニシアチブを取つた時の態度に比し、対日平和會議問題には極めて氣乗薄な態度に變つてゐる。その理由としては、國內的には大統領選挙戦を控えて多忙なのと対外的には対歐援助に重点が置かれてゐること及び根本的にはまず米ソ間の対立が解決されなければならぬといふ事情が挙げられるが、対日平和處理問題に固有の理由としては次の如き事情が考えられる。

(一) 實質問題

対日平和處理の基本問題に関し、当初考えられていたほど簡単に合意が得られるとは考えられなくなつてきた。特に米

國の最近の対日動向にみられる寛大政策には、既にその動きが見られる如く、關係諸國の猛烈な反対が予想される。従來は、大体において同調を予想せられていた英連邦との意見一致も困難な点があることが明瞭になつてきた（注）。

（注）例えば、産業水準に関しては、米國が相当程度の高水準を認めんとするに對して、その他の諸國は、低水準を主張する。米國は右水準の設定を賠償基準決定の目的のための暫定的問題と考え、將來日本産業の發展する場合、その水準を上廻ることも許されるべきであると考えられているに對し、英連邦その他の諸國では、右産業水準は日本産業の到達すべき最高限度を規定するものであるとしてゐる（五月二十日ロンドンワシントン）。

(二) 手續問題

米國としては拒否権なしの三分の二多数決はかつて自ら唱

導したところであるが、右の如く実質問題において米國の意図するところ他の諸國のそれと遊離してきている現在では必ずしもこの方式米國の利益に合するとはいえない事情にある。即ち三分の二多数決制では米案は反対諸國の数の優勢に押切られる恐れがあるからである。事態はむしろ拒否権保持方式の方が米國にとって有利な情勢になつた。しかし從來の行懸り上しく簡単に拒否権容認に傾くこともできないというデレンバにある。そこで三分の二多数決制と拒否権制とのいずれをとるかは、実質問題の発展如何にかかるとあり、米國としては、極東委員会への働きかけその他によつて実質問題についての関係諸國の同調がどの程度に得られるかの打診工作に努め、手續問題に付ての最終的態度の決定は当分留保せざるを得ないことになつたものと思われる。

かくてこの当分の間、米國が対日平和會議開催のイニシア

外務省

ティブをとりそうもないこと（注）、従つて対日平和の問題が当分棚上げされることは殆んど確実視されるに至つた（注二、三）。

（注）このことは、最近米國政府關係筋との接触を行つた英國外務次官補デニングによつても確められた（五月三十一日ロト）。

ワシントン消息筋では、対日平和會議問題は本年中はもち論、一九四九年の解決も困難であると思はれている（六月十三日ロト）。

上海六月七日発ロト電によれば中國紙新夜報は、新任駐華ソ連大使ロシチンが、ソ連は対日平和手續に關する中國案を受諾する用意がある旨非公式に申入れたと伝える。このようなら、華接近はもし事実としても、現在の段階では最早対日平和促進の契機と

外務省

はなり難い。

外務省

米國の対日政策の變化とマ元帥の陸軍長官あて書翰

(一) 対日講和問題に対する靜觀的態度と反比例して米國の日本占領政策に関する動きは特に本年初頭以來顯著なものがある。日本占領政策中、非軍事化、民主化等の軍事的、政治的部面においては占領開始以來一貫した方向を堅持し變化の兆を認めないのであるが、主として経済的部面においては百八十度の轉換とも稱し得べき重大な政策の變化が現われているのである。(注)

(注) 本年初頭以來の動きを捨つてみれば左の通りである。

(1) ロイヤル陸軍長官、極東における全体主義の防壁としての日本の強化を主張(一月六日サンフランシスコ、コモンウェルスクラブにおける演説)。

(2) マ元帥、陸軍長官あて書翰(一月十八日附)において通商制限の緩和、日本人の海外渡航、國內問題の自主的解

外務省

決を要請。

- (3) 極東委員会米國代表マッコイ少將、日本の經濟復興の措置を主張（極東委員会一月二十一日）。
- (4) ストライク委員会報告の發表（三月九日）日本で有効に使用しうる生産施設（第一次的軍需施設を除く）を撤去しないことを勧告。
- (5) F E O 文書第二三〇号（經濟力集中排除）の原案拋棄（三月十三日 U P 電）。
- (6) ドレイパー節團の來訪（三月下旬―四月上旬）と同使節團の報告（いわゆるジョストン報告）の發表（五月十九日）、第一次的軍需施設を主たる賠償の対象とするがそのうち平和的目的のために使用しうるものは残置せしめんとする点でストライク報告よりさらに軽い賠償を提案、日本經濟の復興のため輸出の増大（年間十六億ドル）

外務省

集中排除の緩和、均衡予備によるインフレの克服を勧告し、右目的のため米國政府ができるだけの經濟的援助を與うべきであるとする。

(7) 対日經濟援助

從來の対日經濟援助は疾病社会不安の防止のため直接救済費（ガリオア基金）によつて賄われたが、更に經濟復興援助費（エロア基金）が附加され、米國議会の審議を終つた。後者としては約一億ドル前者としては約五億ドル計約六億ドル程度が予想されている（六月二日 U P 電）。なお対日纖維原料融資用としての回轉基金（一億五千万ドル）法も本極りとなり（六月十八日上院において下院による修正を可決）又米民間銀行による六千万ドル棉花借款も成立した（総司令部渉外局八日發表）。

もつとも、米國の占領政策中經濟部面を重視し始めたのは決

外務省

して最近のことではない。マ元帥はついに占領政策中軍事的及び政治的部面は概ね完了し、経済的部面が重要であるとの主旨を述べている。しかし対日経済施策が著しく政治的含蓄を帯びてきたのは比較的最近のことである。一般に対日経済援助のジヤステフケイションは初期には疾病及び社会不安の防止という人道的見地より、次いで米國納税者の負担軽減という経済的見地より與えられ今日に至つていゝるのであるが本年初頭ロイヤル陸軍長官が「日本を極東における全体主義の防壁」云々というにも明らかなく、政府筋の説明としてもこの経済的援助に政治的理由が附加されるようになった。

このような米國の対日占領政策の動きを、米國の初期の政策（注）と照合すれば、まさに隔世の感を禁じえない。

（注）「降伏後における米國の初期の対日方針」においては「日本國民は、平時の要求を充しうるが如き経済を自力

により發展せしむべき機会を與えらるべし」（第一部籍局の目的）とし、更に「從來の日本の政策は日本國民に經濟上の大破滅をもたらし、かつ日本國民を經濟上の困難と苦悩の見透しに直面せしむるに至れり。日本の現在の状態は日本自らの直接の行爲の結果として、聯合國はその蒙りたる損害復旧の重荷を負わさるべし」（第四部籍局、三平和的經濟活動）としている。

(一) マ元帥の陸軍長官宛て一月十八日付書翰は、上述の米國の政策轉換のさなかに発表されたが(注)同書翰は、この政策轉換の理由に關し最も明瞭な説明を與えており且対日平和問題と米國の新政策との結び付きについて示唆するところがあると認められるので左にその内容を検討してみよう。

(註) 同書翰が部内の書翰であるにも係わらず、特に三ヶ月余経つてから特に発表されたのは意味があるように思われ、同書翰の内容が米本國の政策として採用されたことを推測せしめる。昨年対日平和條約早期締結方の三月十七日マ元帥声明があつて後、五月九日マインシャル國務長官の條約案起草機關の國務省設置の声明があり、次いで七月十一日米國の対日平和予備會議招請が行われた如くマ元帥の提唱は、米本國の政策をリードすることが多い。本件書翰の発出もその後のケナン政策企画委員長、ドレ

外務省

イバー陸軍次官、ノース民事局長等の相繼いで訪日と結び付けて考えられ、而してマ元帥の提唱は、~~次~~次実現されてゆく過程に在る。

マ元帥の書翰の内容は、(一)日本占領に關する米國の新政策の理由付けと(二)新政策に基づく具体的措置の提案の二部分より成つてゐる。

(一) マ元帥による新政策の理由付け

マ元帥は(一)「経済的封鎖」下にある日本の経済的苦境(二)事實上「連合國の捕虜」となつてゐる日本國民に対する管理者としての責任及び(三)対日平和條約の遅延を挙げている。このうち最も注目すべきは(二)に關するマ元帥の見解である。第一に注意すべきは、マ元帥が、対日平和條約は既に締結されるべきもの(バスター・デュー)であるが、同條約は「予~~め~~しうる將來には締結を望みえない」としてゐることである。

外務省

昨春本條約の早期締結方を卒先提唱した同元帥が右の如き見
 透しの下に本條約の早期締結を断念したかの観があること
 ある。

第二に注意すべきは、右の如き事態は、米國をして引続き
 日本管理の義務と責任を負わしむるものとし、~~其~~の理由とし
 て「我々が既に築き上げたものを破壊し、従つて今後我國（
 米國）を戦略的に將又經濟的に不利な地位に陥し入れる虞の
 ある他國の力の脅威に対し完全な保障を得られぬ限り、日本
 における米國の立場は、これを譲ることができない」として
 いることである。

右は最近ドレイパー陸軍次官は「米國の國旗及び軍隊は、
 目的を達成するまで、日本から撤退しないであろう」と語つ
 ていることと符節する（サン・フランシスコ地方世界問題研
 究会における言明、五月十七日U.P.）。

外務省

(ロ) 元帥の勸告する具体的施策

同書翰において元帥の勸告している具体的施策は、(1)通商
 貿易上の諸制限の緩和(2)日本國民の海外渡航権の回復(3)國內
 問題の自主的解決の三事項である。

外務省

(1) 通商貿易上の諸制限の緩和

「貿易及び通商上の現存諸制限をでき得る限り緩和すること」を提唱し、現在の管理貿易に伴う諸制限を能うかぎり取除き自由な民間貿易への一層の接近を示唆する。

この提案は、ドレイパー使節團によつてその必要性が確認され、特に政府による貿易管理の諸制限の除去、貿易手続の簡素化が取り上げられている。この具体的施策は近く発表実施の運びとなるものと見られる。又従来、一大障害となつて来た円、弗レートの決定も、現在の段階においては困難な問題を残しているが近く何らかの措置を見るものと思われる。

(2) 日本國民の海外渡航権の回復

「日本市民の海外渡航権を外交特権の正常の限度にまで回復」という言葉は明確を欠く、單なる私人としての渡航

は、個々の場合についてこれまである程度許されていたのであるから、ここでは、私人としての資格での宗教家、実業家、~~学生~~学生等の渡航ばかりでなく、更に外交特権を認められた政府官吏の渡航をも含めたものと解することができ

る。日本人の海外渡航の問題は、従来米國の一方的措置として行われてきた。しかし現在の段階では政府官吏で實際會議参加のため海外渡航を許された場合も、日本政府の代表としてでなく總司令部代表の随員として諮問的資格を有するものに過ぎない。(總司令部代表の随員としての日本人の技術顧問の海外渡航につき極東委員会は正式承認を與えた旨六月二十三日に発表した)

(3) 國內問題の自主的解決

「國內問題解決の行動の自由を再び興える」という言葉

は、降伏文書に示される日本國政府の最高司令官への従属關係を一層緩和し、統治權に対する制限を次第に取除き、總司令部の國內問題に対する介入をできるだけ避け、日本人自身の自主的解決に委せることを提案するものである。

日本の國內問題に対する介入をなるべく避けるというのは最高司令官のこれまでの政策であつたが、最近この傾向は益々顯著となつており、政治部の人員の縮小等にもその実証が見られるがダイレクティブによる直接指令も最近ではほとんどこれを見ないのである。

要するに本書翰は、対日講和の遅延とこれに対処する米國の方策を忌憚なきまでに明確大膽に進言したものである。このような政策の実現化は、次第に我國の主權に対する制限を撤廃し、たとえ部分的ではあるにしても日本を事實上の平和の基礎に置いてゆくことになるであらう。

三 平和條約前の正常關係復活の先例

今次大戰後の平和處理は、平和條約の締結を待つことなく、本來は平和條約によつて始めて決定すべき問題をなし崩し的に處理し既成事實を作り上げてゆき、平和條約はこのような既成事實を法的に確認するに過ぎないという部分を含んでいる点に一の特徴を有する。

正常な外交關係及び通商關係も、從來の國際法上の原則としては、平和條約締結によつて法的に全面的な平時關係が設定されて始めて認められるべき性質のものと考えられていた。しかしながら、今次大戰後のイタリア、バルカン三國、オーストリア等の諸國は平和條約の締結によつて正式の全面的な平和關係が設立されるに先立つて、外交及び通商上の正常關係を認められた。このことは右の從來の原則を破る一の先例を作つたわけであるが、それは今次大戰後の平和處理の特質に由来するもの

である。

左にその先例をみよう。

(一) イタリア(一九四三年九月三日休戦協定、一九四七年九月十日
五日平和條約発効)

(2) 米、伊外交關係

米國は、一九四二年一月のリオ・デ・ジャネイロにおける決議に従つて他の米洲諸國と協議し、又英、ソ兩國と協議ののち、一九四四年十月イタリアとの外交關係再開を決定した(一九四四年十月二十六日米國務長官代理の声明)。
駐伊米國大使カークの任命は一九四四年十二月七日上院の承認を得た。一方駐米伊大使タルキアーニは、一九四五年三月八日米大統領に信任狀を捧呈している。

(2) 佛、伊外交關係

一九四五年二月二十八日、佛(ドゴール政権)、伊(ボ

ノミ政権)は、外交及び領事關係の再開を決定した。

駐佛伊大使としては、カルロ・スフォルツァ伯が、駐伊佛大使としてはイタリア問題諮問委員会佛國代表クワ、ド、ミヌルヴィルがそれぞれ任命された。又佛側はパレルモ及びパリに、伊側は、パリ、トゥールーズ及びマルセイユにそれぞれ領事代理を駐在せしめることに決定した。

(3) その他英、ソともそれぞれ大使を交換している。

このようなイタリアの外交關係の再開を促進したのは主として、休戦協定後イタリアは、共同交戦國の地位を與えられた(一九四三年十月十三日)という政治的理由に基づくものであるが、法理的にも、ドイツの場合とは異なり、種々の制限付ではあるがイタリア國の主權は認められ、正當なイタリア政府がバドリオ政権の立場で継続していると

いう見解を取つてゐること（後の点は、一九四五年二月二十四日のマックミラン連合國委員会議長の説明）によつてジャステイファイされる。

(4) 中立國との外交關係

中立國との外交關係に関しては、休戦協定においては外交關係断絶を要求する規定はなく、一定の制限の下に存続した。

一九四三年九月二十九日の追加休戦協定第二十五條(1)は、連合國のいずれかと交戦状態にある國との國交断絶を規定し、(2)は、中立國外交官の占領地域よりの引上げ及び中立國イタリア間の通信を規整する権利を留保してゐる。しかしこの制限も、一九四五年二月二十四日の連合國委員會議長よりの伊政府宛覚書によつて著しく緩和された。

(5) 貿易の再開

イタリアの貿易再開は、米國との間においては一九四五年十二月六日のバーンズ、タルキアーニの交換公文で合意された。そして一九四六年二月五日以後、日独を除く國とイタリアとの私的貿易再開が許可せられた（一九四六年二月七日イタリア政府発表）。

(6) 國際連合専門機關への加入

イタリアは平和條約の発効前に國際労働機關（ILO）、國際連合食糧農業機關（FAO）、國際通貨基金（IMF）及び國際復興開發銀行（IB）への加入を認められた。

ILO（期日不詳であるが平和條約発効前であることは確実）

FAO（一九四六年九月コペンハーゲン第二回總會決議）
IMF及びIB（一九四七年三月二十七日）

(ロ) バルカン三國（ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー）
 ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーに關しては外交關係
 は先ず、ソ連との間に復活され、ついで英米とも回復した。
 この三國では外交官の交換に先立ち、通商貿易協定がソ連と
 の間に結ばれた。なお若干の國際連合専門機關への加入を認
 められた國もある。

(1) 通商關係

- (イ) ルーマニア 休戰協定は一九四四年九月十二日で、一九
 四五年五月八日にソ連との貿易協定が締結された。
- (ロ) ブルガリア 休戰協定は、一九四四年十月二十八日であ
 ったが、一九四五年三月十四、十五日にはモスコイで
 ソ連との通商條約が署名された。
- (ハ) ハンガリー 休戰協定は、一九四五年一月二十日であつ
 たが、一九四五年八月二十七日經濟的協力及び物資の

外務省

相互引渡に關する協定が、ソ連との間に成立した。

(2) 外交關係

一九四五年八月二日のポツダム協定におけるバルカン三
 國及びフィンランドとの外交關係再開に關する規定（注）
 に従つて、ソ連政府は次の如く、バルカン三國との外交關
 係を復活した。

（注）ポツダム協定の当該規定は左の通りである。

*The three Governments agree to examine each
 separately in the near future, in the light of
 the conditions there prevailing, the establish-
 ment of diplomatic relations with Finland, Rumania,
 Bulgaria and Hungary to the extent possible prior
 to the conclusion of peace treaties with those countries.*

(イ) ルーマニア

一九四五年八月六日聯合國管理々事會議長代理ソ連代
 表スサイコフ將軍が、ソ連邦及びルーマニアの外交關係

外務省

を回復し、公使を交換したい旨のソ連政府の決定につき
声明し、ルーマニア政府もこれに應じてやがて特別協定
により公使館を大使館に昇格し大使の交換を実現した。

(ロ) ブルガリア

一九四五年八月十四日連合國管理理事会副議長ビク
ーゾフ將軍は、ブルガリア首相キモン・ゲオルギエフに
対して外交關係回復と公使の交換につき提議し、ブルガ
リアはこれに應じた。

(ハ) ハンガリー

一九四五年九月二十五日連合國管理理事会議長ソ連代
表ケー・イー・ウァラシローフ將軍は、ハンガリー臨時
政府首相ミクロスに対して外交關係の回復、公使の交換
に関するソ連政府の決定を通告し、ハンガリーはこれを
受諾した。

(3) 國際連合専門機關への加入

國際労働機關には、ブルガリア、ハンガリー（期日不明）
が、國際連合食糧農業機關にはハンガリーがそれぞれ平和
條約の発効前に加入を認められている。

(三) オーストリア

(イ) 外交關係

(イ) 英國は、一九四七年九月十七日オーストリアとの法技術
的戰爭狀態 (technical state of war) が終了し、完全な兩
國間の外交關係が再開する旨通告した（ロンドン、九月
十七日UP）。

一九四六年七月二十八日オーストリア管理機關に關
する協定第七條ではオーストリアと連合國政府との外
交關係の樹立を認められている。

Article 7. The Austrian Government is free to establish
diplomatic and consular relations with the Governments
of the United Nations.

(ロ) オーストリアとイタリアの外交関係の再開は、一九四七年十月十日オーストリア管理理事会の承認を得た。

前記オーストリア管理機関協定第七條は、オーストリアと連合國以外の國の政府との外交関係を管理理事会の事前承認を條件として認めている。

Article 7.

..... The establishment of diplomatic and consular relations with other Governments shall be subject to the prior approval of the Allied Council.

(2) 國際連合専門機関への加入

國際労働機関には一九四七年六月、國際連合食糧農業機關には一九四六年九月それぞれ加入が承認された。

(終)